

令和 6 年 7 月 16 日

都市創造学部教授会決定

都市創造学部学生募集停止後の再入学について

学生募集停止後の再入学について、以下のように定める。

学生募集停止後も、学則に従い、再入学が許可されることがある。ただし、以下の通りとする。

- ①学則第 43 条の規定する「選考」として、書類選考、学力試験、面接を実施し、卒業に至りうる資質及び学力を有しているか十分考査する。
- ②令和 9 年度(2027 年度)までは、通常通りの日程で再入学願い受付と選考を行う。
- ③令和 10 年度（2028 年度）以降において、都市創造学部在籍者がいなくなることが確定した場合、同学部は廃止となり、文部科学省にその旨を届け出ることとなる。この場合は、学則第 43 条にかかわらず、再入学願いを受け付けることができない。当該年度の再入学願い受付の有無については学生センターで問い合わせに応じる。
- ④再入学を許可された者に対して、卒業に必要な科目を開講する。ただし、最初の入学時に提示したすべての科目の開講を保証するものではない。

<学則抜粋>

第 43 条 第 41 条により退学した者又は前条第 3 号、第 4 号若しくは第 6 号により除籍された者が 2 年以内に保証人連署にて再入学を願い出たときは、選考のうえ、学長が当該教授会の意見を聴いて、これを許可することがある。この場合において退学又は除籍以前の在学期間及び修得単位は所定の在学年限及び卒業要件単位に算入する。

以上